

就業区分

- 1) 通常勤務（通常の勤務でよいもの）
- 2) 就業制限（勤務に制限を加える必要があるもの）
勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負担の制限、差票の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換などの措置
- 3) 要休業（勤務を休む必要のあるもの）